

平成21年第8回岩舟町議会臨時会会議録目次

第 1 号（11月27日）

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職指名	1
事務局職員出席者	2
開会及び開議の宣告	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定について	3
諸般の報告	3
町長提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
町長提出議案第2号・第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
閉会の宣告	8

平成21年第8回岩舟町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成21年11月27日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 専決処分の承認を求めることについて
専決第8号 平成21年度岩舟町一般会計補正予算(第5号)
(町長提出議案第1号)
- 日程第 5 岩舟町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第2号)
- 日程第 6 岩舟町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
(町長提出議案第3号)
- 日程第 7 岩舟町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
(議員提出議案第1号)

出席議員(13名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 広瀬昌子君 | 2番 | 渡辺正治君 |
| 3番 | 石塚辰次君 | 4番 | 斉藤栄吉君 |
| 5番 | 斉藤録持君 | 6番 | 富田清君 |
| 7番 | 青木一男君 | 8番 | 茂呂健市君 |
| 9番 | 田中正太郎君 | 10番 | 栃木孝君 |
| 11番 | 小林長君 | 12番 | 戸谷勝次君 |
| 13番 | 渡辺仁一君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂呂幸司君	教育長	若林秀夫君
総務課長	新井博君	企画課長	熊倉正志君
会計管理者	石塚正之君	健康福祉課長	上岡卓君

事務局職員出席者

議会事務局長	松永栄一	議会事務局幹事	海老沼文明
--------	------	---------	-------

◎開会及び開議の宣告

○議長（広瀬昌子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、平成21年第8回岩舟町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（広瀬昌子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

地方自治法第121条の規定により、説明のため議場に出席を求めた者は、町長、教育長及び、関係各課長、会計管理者です。

書記は、松永事務局長と海老沼主幹です。

◎会議録署名議員の指名

○議長（広瀬昌子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、6番、富田清議員、7番、青木一男議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（広瀬昌子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（広瀬昌子君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日限りと決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（広瀬昌子君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

去る11月25日、中田堅一議員から一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、同日これを許可いたしましたので報告をい

たします。

以上で報告を終わります。

◎町長提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（広瀬昌子君） 日程第4、専決処分の承認を求めることについて（町長提出議案第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 茂呂幸司君 登壇〕

○町長（茂呂幸司君） はい、議長、町長。

おはようございます。第8回臨時会、第1号議案提案理由。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

専決第8号 平成21年度岩舟町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、平成21年度岩舟町一般会計補正予算（第5号）について専決処分をいたしました。同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、新型インフルエンザ罹患者の蔓延と重篤化を防ぐことを目的に、優先的に接種する対象者へ接種費用の助成を行うための経費について増額補正したものでございます。補正総額は、歳入歳出それぞれ2,100万円を追加し、補正後の予算総額は56億8,300万円といたしました。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。

4款衛生費について、対象者の抽出に係る事務的費用11万7,000円、及び国の制度により軽減対象となる所得の少ない世帯の者への助成1,188万8,000円、及び町単独で実施する中学生までへの助成868万4,000円を合わせて、2,068万9,000円を補正いたしました。

14款予備費につきましては、31万1,000円を増額補正し調整を図りました。

次に、財源となります歳入についてご説明を申し上げます。

15款県支出金に、所得の少ないものを対象とした国・県からの措置される額、891万5,000円を計上いたしました。

また、歳出補正に対する一般財源として、19款繰越金を1,208万5,000円補正し、歳入歳出のバランスを図りました。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬昌子君） これより質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（広瀬昌子君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を打ち切り、討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（広瀬昌子君） 討論なしと認めます。

これにて討論を打ち切り、採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（広瀬昌子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

◎町長提出議案第2号・第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（広瀬昌子君） お諮りいたします。

日程第5、岩舟町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について（町長提出議案第2号）、日程第6、岩舟町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（町長提出議案第3号）、2件を一括議題といたしたいと思ます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（広瀬昌子君） 異議なしと認めます。

日程第5、岩舟町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について（町長提出議案第2号）、日程第6、岩舟町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（町長提出議案第3号）、2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 茂呂幸司君 登壇〕

○町長（茂呂幸司君） はい、議長、町長。

議案第2号 岩舟町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 岩舟町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

議案第2号 岩舟町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び、議案第3号 岩舟町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、本町の特別職及び職員等の給与改定に関連する議案でありますので、一括してご説明を申し上げます。

昨年来の世界的な金融危機を発端とした国内景気の急速な悪化は、民間企業の従業員の賃金に大きな影響を与えております。本年春には、賃金改定の見送り、定期昇給の抑制、夏季一時金の大幅な引き下げなどによる動きがあり、人事院では、これら民間企業等の状況を受けて、異例の調整措置として5月に臨時勧告を行いました。

本町では、同月臨時議会を開催し6月一時金の支給月数を凍結、特別職、職員の一時金を減額しました。

人事院では、この調整措置を踏まえて、本年7月までに民間の1万1,000事業所、約46万人の個人給与等を実地調査をし、公務員給与と比較検討した結果、本年8月改めて給与勧告がなされたところであります。

人事院勧告の取り扱いについては、8月25日に閣議決定されておりますが、10月20日改めて新政権においても閣議決定され、給与改正法案は第173回臨時国会に既に提出されております。

本案はこれらを踏まえた改正であり、職員の給与条例、正副町長の給与条例のほかに関連する条例を一括して改正するものであります。

改正概要について、具体的にご説明を申し上げます。

職員の給料月額、若年層の一部は据え置きとし、平均改定率マイナス0.2%の引き下げを行うとともに、自宅に係る住居手当（新築購入後5年間支給、月額2,500円）を廃止するものです。また、職員の期末勤勉手当は6月凍結分0.2月分を含めて引き下げ、年間支給月数4.5月を4.15月にするものです。

町長等の特別職にあつては、現行の期末手当の6月凍結分0.15月分を含めて引き下げ、年間3.35月を3.10月にするものでございます。

また、施行日については公布日の属する月の翌月の初日、12月1日施行とし、職員にあつ

ては、さらに、本年4月から11月までに既に支給された給与との較差分については、4月の給与に調整率を乗じ、さらに支給月数を乗じて得た額を、12月に期末手当で減額調整をします。

ご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬昌子君） これより質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（広瀬昌子君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（広瀬昌子君） 討論なしと認めます。

採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（広瀬昌子君） 異議なしと認めます。

よって、日程第5、岩舟町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について（町長提出議案第2号）、日程第6、岩舟町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（町長提出議案第3号）、2件は原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（広瀬昌子君） 日程第7、岩舟町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（議員提出議案第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、渡辺正治議員。

〔2番 渡辺正治君 登壇〕

○2番（渡辺正治君） はい、議長、2番。

それでは、岩舟町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

昨年の金融危機による景気悪化は依然として厳しいものがあり、社会経済情勢、雇用状況等に大きな影響を及ぼしています。

人事院はこれを踏まえ、臨時的調整措置として本年5月に臨時勧告を行い、町議会においても同月の臨時議会において、6月支給の期末手当を0.15月分凍結する条例改正をしてきたところであります。

さらに、人事院は、7月末までに多くの民間事業所等を調査し、比較検討した上で改めて8月に人事院勧告を行いました。

本議会においても、現下の情勢を踏まえ、人事院勧告を尊重し、岩舟町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案するものです。

本案は、第5条第2項に規定する期末手当の支給月数について、6月は100分の160を100分の145に、12月にあっては100分の175を100分の165に改めるものであります。

したがって、期末手当の年間支給月数3.35月分は0.25月分減らし3.10月分となります。

なお、実施時期は12月期末手当を規定する第1条は公布の日の属する月の翌月の初日から、6月期末手当を規定する第2条については平成22年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（広瀬昌子君） これより質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（広瀬昌子君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（広瀬昌子君） 討論なしと認めます。

採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（広瀬昌子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（広瀬昌子君） 以上で、本会議に付議されました案件の審議は終了いたしました。

よって、平成21年第8回岩舟町議会臨時会を閉会といたします。

議員並びに説明者各位には、審議にご協力をいただき感謝申し上げます。

大変ありがとうございます。

ご苦労さまでした。

(午前10時16分)

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成 年 月 日

議 長 広 瀬 昌 子

署 名 議 員 富 田 清

署 名 議 員 青 木 一 男